

議案第38号

大網白里市長寿者祝金等に関する条例の制定について
大網白里市長寿者祝金等に関する条例を次のように制定する。

平成31年2月25日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市長寿者祝金等に関する条例

大網白里市長寿者祝金条例（昭和53年条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、多年にわたり大網白里市の発展に尽くしてきた高齢者に対し、祝金又は祝品（以下「祝金等」という。）を贈ることにより、その長寿を祝うとともに、敬老の意を表し、もって高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

（祝金等の対象者）

第2条 祝金等の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 満100歳の誕生日を迎えた者
- (2) 前号の誕生日現在において、本市に引き続き10年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

（祝金の額等）

第3条 祝金の額又は祝品の額及び品目は、毎年度、予算の範囲内で、市長が別に定める。

（贈呈日）

第4条 祝金等は、対象者の誕生日（誕生日が2月29日の者にあつては、その前日）に贈呈する。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、祝金等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。